

現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める請願

【請願主旨】

改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題があります。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルが未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、マイナ保険証の使用率は令和6年6月時点で9.90%にすぎません。

また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っていますが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねません。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。

わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

【請願項目】

1. 現行の健康保険証とマイナ保険証を両立すること。